

共済金のご請求漏れをなくすためのご注意事項 および個人情報の取扱い等について

ご請求者各位

日頃より自治労共済生協・全労済をご利用いただきまことにありがとうございます。
このたび、共済金のご請求手続きを行っていただくにあたり、共済金のご請求漏れをなくすためのご注意事項および個人情報の取扱い等を下記に記載致しますのでご確認ください。

【共済金支払に関するご説明書補足】

共済金の請求権は、2010年4月制度改定により「事由発生日の翌日から3年以内」に改正され、2010年4月以降発効を迎えた契約から順次適用されました。ご説明書には、適用後の取り扱いを記載しています。

それ以前の事由発生に対する請求は、

総合共済は「事由発生日から2年以内」、団体生命共済は「知った日から2年以内」となります。

【共済金のご請求漏れをなくすために】

共済金のご請求にあたりましては、契約のしおりや事業規約をご覧の上、以下のポイントについて給付対象になるかご確認ください。ご不明な点は組合の窓口にご相談ください。

- (1) 複数共済制度の加入（自動車共済、交通災害共済など）
- (2) ご家族の加入
- (3) 疾病または不慮の事故による
 - ・ 治療目的の入院
 - ・ 治療目的の通院
 - ・ 給付対象の手術
 - ・ 給付対象の重度障害、後遺障害
- (4) 成人病の治療の入院
- (5) ドナー（臓器提供）の手術
- (6) ペースメーカー装着、人工透析療法、人工肛門造設、心臓人工弁置換※、腎移植※、人工ぼうこう造設※
（※は2013年6月以降の発効日以降の事由発生日より適用になります。）
- (7) 肝硬変、慢性膵炎の診断

【個人情報の取扱い】

自治労共済生協・全労済は、共済金請求手続きに関して取得した個人情報を、個人情報保護法に基づき次の通り取り扱います。

- (1) 共済金請求書に記載されている個人情報、添付いただいた書面に記載されている各個人情報を含め自治労共済生協・全労済が取得した個人情報は、法律で定められた場合を除き、共済金支払の適否および適正な共済契約の締結・維持の範囲で利用し、他の目的には利用しません。
- (2) 前記各個人情報は、自治労共済生協・全労済が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定められたルールに従い、責任を持って処分します。